

北本市 空き店舗等活用 推進補助金

令和7年4月改正

改修等経費、広告宣伝費に

最大50万円を補助

北本市は、
空き店舗等を活用して
新たに創業する方を
支援します。

— 概要は裏面をご覧ください —

北本市
kitamoto city

北本市 市民経済部

産業観光課 商工労政・観光担当

☎ 048-594-5530

FAX 048-592-5997

北本市空き店舗等活用推進補助金の概要

（目的）

本補助金は、空き店舗等の利用促進や新たなビジネスの創出を図り、まちのにぎわいづくり及び市内経済の活性化につなげるものです。

（補助金の交付対象者）

次のすべてを満たす個人又は法人が対象となります

- ①市内に住所を有する個人又は法人であること
- ②市税を滞納していないこと
- ③市内の空き店舗等を活用して、新たに事業を開始する現に店舗を用いて事業を営んでいない者
- ④創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を受講し、その証明書を有する者
- ⑤商工会に加入又は加入する意思がある者
- ⑥暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するもの）又は補助金の交付を受ける者若しくはその役員が暴力団員（同条第6号に規定するもの）でないこと
- ⑦暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと

（補助金の交付対象事業）

- ①許認可等を要する業種についてはその許認可等を受けている又は受けることが確実である事業。
- ②安定した経営及び事業の継続のために創意工夫を行い、複数年の事業計画及び資金計画に基づき創業するもの
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業でないこと
- ④フランチャイズ方式で出店する事業でないこと
- ⑤空き店舗を専ら事務所または倉庫として利用しないこと

（補助対象経費） ※交付決定前に着手している経費は対象になりません。

- 改修等経費
- ①空き店舗等の内・外装の改修工事に係る費用
 - ②事業に必要な機械装置、工具、器具及び備品の購入に係る費用
- 広告宣伝費
- ①ポスター、チラシ等の印刷及び配布に係る費用
 - ②新聞、雑誌等への広告の掲載に係る費用
 - ③ホームページの制作に係る費用
 - ④看板の作成及び設置に係る費用
 - ⑤前各号に掲げるもののほか、事業の開始に係る広告宣伝費として市長が認める費用

（補助金の額）

補助対象経費の1/2（最大50万円） ※1千円未満の端数は切り捨て
ただし、国又は埼玉県から補助金の交付を受ける場合は、その額を控除した額の1/2（最大50万円）

（補助金の交付の申請）

北本市空き店舗等活用推進補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて市長に提出してください

- ①事業計画書（様式第2号）
- ②市町村税に滞納がないことを証するにたる書類
- ③見積書その他の補助対象経費を確認することができる書類の写し
- ④工事等の内容が分かる図面及び工事等を行う前の施設内部及び施設外観がわかる写真等（改修工事等を行う場合）
- ⑤創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業に係る受講証明書の写し
- ⑥創業計画書（様式第3号）
- ⑦誓約書（様式第4号）
- ⑧その他市長が必要と認める書類

詳細は表面の連絡先までお問い合わせください